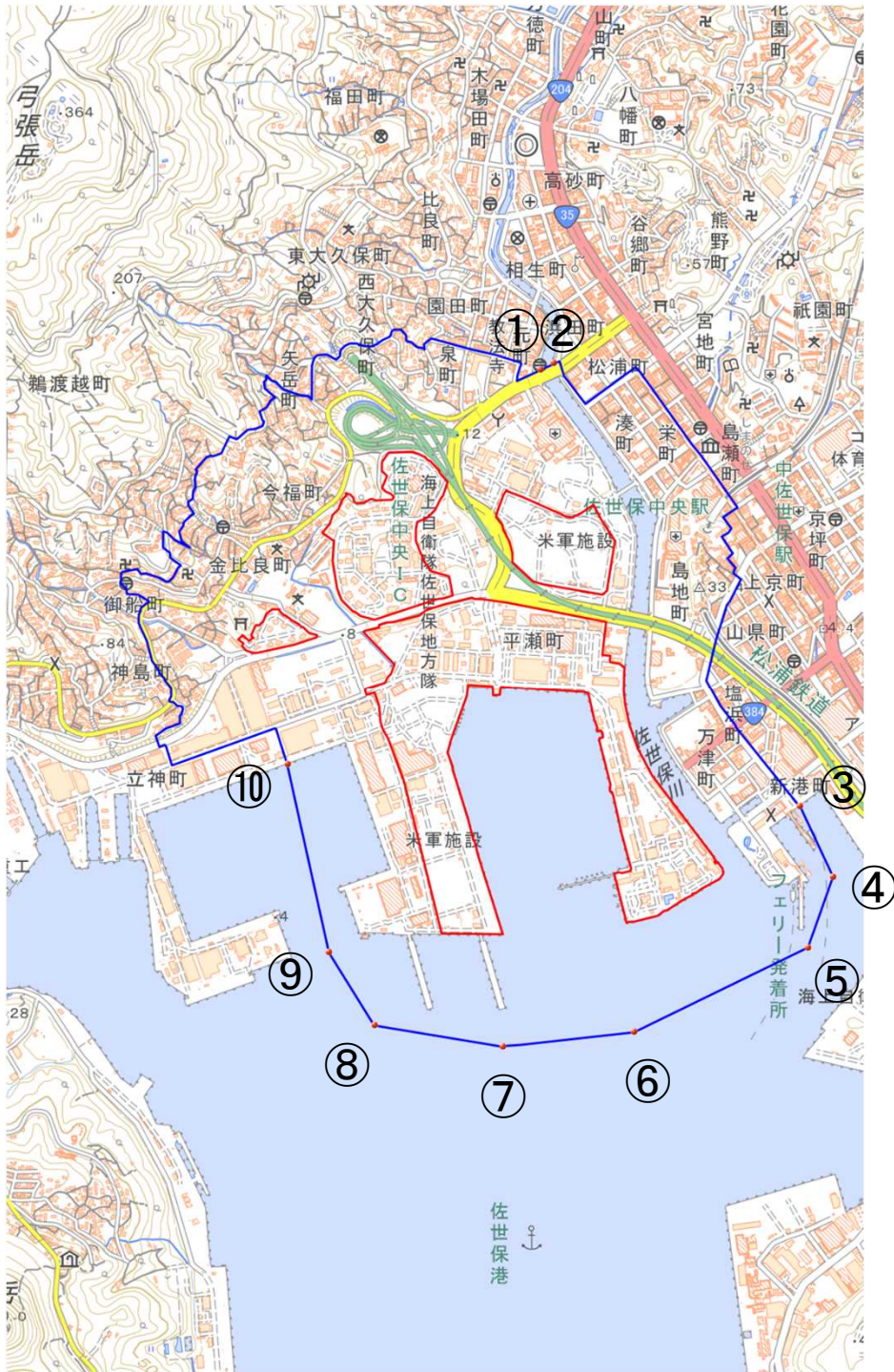


## 佐世保海軍施設

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	平瀬町ほか
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	平瀬町、立神町、御船町及び金比良町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	平瀬町、立神町（次の図面に示す部分に限る。）、神島町（次の図面に示す部分に限る。）、御船町（次の図面に示す部分に限る。）、金比良町（次の図面に示す部分に限る。）、今福町（次の図面に示す部分に限る。）、矢岳町（次の図面に示す部分に限る。）、長尾町（次の図面に示す部分に限る。）、泉町（次の図面に示す部分に限る。）、上町（次の図面に示す部分に限る。）、元町（次の図面に示す部分に限る。）、松浦町（次の図面に示す部分に限る。）、湊町、常盤町（次の図面に示す部分に限る。）、栄町（次の図面に示す部分に限る。）、島瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、本島町（次の図面に示す部分に限る。）、島地町（次の図面に示す部分に限る。）、万津町及び新港町（次の図面に示す部分に限る。）
	一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線、二に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ河岸線及び海岸線、三に掲げる点から十に掲げる点までを順次に結んだ線並びに一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ河岸線及び海岸線により囲まれた水域	<p>一 北緯三十三度十分二十八秒、東経百二十九度四十二分五十六秒の点</p> <p>二 北緯三十三度十分二十九秒、東経百二十九度四十二分五十八秒の点</p> <p>三 北緯三十三度九分五十秒、東経百二十九度四十三分二十三秒の点</p> <p>四 北緯三十三度九分四十四秒、東経百二十九度四十三分二十七秒の点</p> <p>五 北緯三十三度九分三十七秒、東経百二十九度四十三分二十四秒の点</p> <p>六 北緯三十三度九分三十秒、東経百二十九度四十三分六秒の点</p> <p>七 北緯三十三度九分二十九秒、東経百二十九度四十二分五十二秒の点</p> <p>八 北緯三十三度九分三十一秒、東経百二十九</p>

		<p>度四十二分三十九秒の点</p> <p>九 北緯三十三度九分三十七秒、東経百二十九度四十二分三十四秒の点</p> <p>十 北緯三十三度九分五十四秒、東経百二十九度四十二分三十秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

# 佐世保海軍施設周辺地域



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域

## 留意事項

「在日米軍佐世保海軍施設」及び「立神港区」は、対象防衛関係施設に指定された「海上自衛隊佐世保地方総監部」に隣接しているため、小型無人機等の飛行を行う場合の手続に当たっては、併せて「海上自衛隊佐世保地方総監部」の対象防衛関係施設の区域等を確認して下さい。

下の図面に示す自衛隊施設及び在日米軍施設・区域に係る対象施設周辺地域の重複部分については、自衛隊・在日米軍両方について同意の申請等の手続が必要となります。細部については、対象防衛関係施設もしくは地方防衛局にお問合せください。

